

平成21年度「しまね協働実践事業」募集要項

1. 趣旨

島根県では、島根県県民いきいき活動促進条例（平成17年3月25日島根県条例第37号）により、県民活動の促進と県行政における協働を推進していくこととしています。

この事業は、NPO法人・住民グループなど様々な主体との協働を推進するため、県が提示したテーマ（課題や目標）に対し、NPO等から県と協働する事業の企画提案を募集し、地域課題を共有し役割分担を明確化した実践的な協働事業を実施するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と、互いの長所や強みを活かすことにより事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上を図るとともに、先駆的な取り組みとして広く紹介することにより、県内への波及効果を期待し地域活性化及び地域の自立に資することを目的とします。

2. 応募資格者

次の（1）及び（2）の要件を満たすもの

- （1）島根県内のNPO法人・住民グループ（個人は対象外）
- （2）しまね社会貢献基金の登録団体であること。

3. 募集事業及びテーマ

県が提示するテーマに基づき、提案者と県が協働で取り組む事業について事業提案を募集します。設定テーマは、NPOならびに庁内各課を対象に募集を行い、庁内会議にて選考し決定したものです。

※ここでの協働とは、「提案者と県が、共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。

（1）募集事業のテーマ（詳細4ページ）

県が設定するテーマに対する提案を募集します。

- 介護保険における医療と介護の連携強化
 - ・医療と介護の連携強化のための「共有する情報の内容」と「連携手法」の提示
 - ・医療と介護の連携についての必要性の普及や連携手法の浸透
- 農地を守り活かす活動への支援
 - ・耕作放棄地や休耕田を農地として活かす取り組み
 - ・農業・農村を応援し農地を守る取り組み
- “まちなみ”“景観”など身近な地域資源を活かした、じっくり楽しめる観光地づくり
 - ・地域素材の磨き上げ～観光資源として観光客へ提案できる仕組みの構築
- 困難を抱える若者の社会参加促進支援
 - ・困難を抱える若者の社会参加の促進
- しまね社会貢献基金を活用した新たな協働の推進
 - ・NPOの情報発信の充実
 - ・市町村とNPOとの協働の推進

（2）1団体が応募できる件数は、1事業とします。

（3）実施期間は、平成21年度とします。

4. 事業応募の条件

（1）事業担当課との事前協議の実施

協働の円滑な実施のため、提案団体は応募しようとする提案事業に関係する事業担当課と事業内容について事前に協議し、互いに合意した事業内容により提案団体が応募してください。協議にあたり、課題の共有化、課題解決目標、役割分担等について、合意形成を図るよう留意してください。

なお、各テーマごとに、窓口を設けておりますので、まずは窓口にご相談ください。

※テーマごとの窓口及び事業担当課は募集要項3ページに記しています。

（2）募集事業の基本的な条件

- ①公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるものであること。

- ②協働による事業の相乗効果の高まりや地域自治力の向上が期待できること。
- ③先進性に富むとともに創意工夫が凝らされ地域振興に資するモデル性を有するものであること。
- ④提案者自らが実施するものであること。
- ⑤他の助成金の活用など既存の制度により対応することができないものであること。
- ⑥宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
- ⑦特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業ではないこと。

5. 対象となる経費及び金額

(1) 対象となる経費

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費等は対象外とします。

なお、事業採択後「協働に関する研修」（1泊2日と日帰りの2回）にご案内しますので、参加いただきます。

また、県から委託で実施する事業については、間接経費（研修経費、県との打合せ経費、参考図書購入費、事業活動PR費、事務用品費、電話代等）を直接事業費の3割を上限として認めます。人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

区 分		1人当たり単価
人 件 費	①事業を運営するスタッフ	8,120 円/日
	②アルバイト等	5,800 円/日
	③有償ボランティア	5,040 円/日（最低賃金 629 円/時間を下回らないこと）
報 償 費 (講 師 謝 金 等)	①研修会等	大学教授・准教授級 6,300 円/時間 その他(専門的知見を要する場合) 5,100 円/時間 その他 3,000 円/時間
	②大規模な講演会等	県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 (上記で招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合)
	③コーディネーター・パネラー	県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること。)

なお、平成21年度の提案事業について助成するものであって、前年度からの継続事業は対象としません。また、事業の内容によっては、利用に係る料金収入を設定するなど提案団体に負担を求めることがあります。

(2) 金額

一事業あたり200万円を上限とします。(県から委託又は補助)

6. 募集期間

平成21年4月1日(水)～5月7日(木)(必着)

7. 応募方法

「事業提案書」(様式1)(様式:下記ホームページからダウンロード又は提出先に請求)及び添付書類を、島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室に提出してください。

また、「事業提案書」の作成等について疑問な点があれば、相談窓口にご相談ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

(1) 提出先・相談窓口

提出先 相談窓口	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁6F Tel : 0852-22-5096 Fax : 0852-22-5098 E-mail:npo@pref.shimane.lg.jp
-------------	---

(2) テーマごとの問い合わせ先（窓口及び協働事業予定担当課）

テーマ	問い合わせ先
介護保険における医療と介護の連携強化	《窓口》 島根県健康福祉部高齢者福祉課 Tel:0852-22-6182
農地を守り活かす活動への支援	《窓口》 島根県農林水産部農業経営課 Tel:0852-22-6417 島根県農林水産部農畜産振興課 島根県農林水産部農村整備課 島根県農林水産部森林整備課 島根県商工労働部しまねブランド推進課 島根県地域振興部地域政策課
“まちなみ” “景観” など身近な地域資源を活かした、じっくり楽しめる観光地づくり	《窓口》 島根県商工労働部観光振興課 Tel:0852-22-5292
困難を抱える若者の社会参加促進支援	《窓口》 島根県健康福祉部青少年家庭課 Tel:0852-22-5241 島根県健康福祉部地域福祉課 島根県商工労働部雇用政策課 島根県教育委員会義務教育課
しまね社会貢献基金を活用した新たな協働の推進	《窓口》 島根県環境生活部環境生活総務課 Tel : 0852-22-5096

8. 審査

- (1) 事業提案の企画について、NPO活動推進室から電話等で内容の確認をさせていただきます。必要に応じ提案の内容について、ヒアリングを行います。
- (2) 選考は、民間の人を主体にした委員による審査会（5月下旬を予定）で行います。審査会は公開とし、企画内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

9. 採択・決定

- (1) 事業採択は、審査会で決定します。
なお、採択事業数は、概ね6件程度を予定しています。
- (2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3) 委託又は補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。

10. 事業の実施

採択・決定された事業は、提案団体に事業を委託し、実施することを基本としますが、事業の内容によっては補助事業として実施していただきます。

また、実施に当たっては、事業担当課、NPO活動推進室、関係の地方機関等及び市町村等関係機関と緊密に連携をとりながら実施していただきます。

11. 事業実施後の事業評価

事業実施後は、事業実施団体と県の担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価や意見交換等の検証作業を実施するとともに、成果報告書を作成していただきます。

また、検証会等で事業の事例発表を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

12. 情報公開

採択された事業の内容については、その概要をホームページ等により広く公表します。

また、事業の実施状況等を、協働事業の事例として広く紹介します。

平成21年度「しまね協働実践事業」募集テーマ(案)

テーマ	背景及び趣旨	解決したい課題
<p>①介護保険における医療と介護の連携強化</p> <p>【担当課】 《窓口》 健康福祉部 高齢者福祉課 0852-22-6182</p>	<p>高齢者が病気や心身が虚弱な状態となっても住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすことができるよう、地域の医療や介護サービスが切れ間なく提供される体制の充実が急がれます。</p> <p>とくに、退院や施設退所後の在宅生活の安心感や満足感、高齢者や家族のセルフケア力や地域の介護力のアップへと繋いでいくためには、医療と介護従事者の双方が納得のいく方法等を用いて連携を深め、強固な信頼関係を築いていく必要があります。</p> <p>そこで、連携に必要な医療情報は何か、介護サービスにどう活用するのか、介護情報をいかに医療へフィードバックするかなど、医療や介護従事者が共通に確認できる情報の内容や連携手法について、居宅介護支援事業者や訪問看護などの医療系の介護サービス事業者の実践例をふまえた提案を求めます。</p>	<p>○医療と介護の連携強化のための「共有する情報の内容」と「連携手法」の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患や認知症などの基礎疾患別の標準例 ・生活機能の低下などの状態像別の標準例 ・療養支援のための医療と介護の従事者の役割分担の標準例 <p>○医療と介護の連携についての必要性の普及や連携手法の浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員協会や医療社会事業協会等の関係団体への情報発信
<p>②農地を守り活かす活動への支援</p> <p>【担当課】 《窓口》 農林水産部 農業経営課 0852-22-6417</p> <p>農畜産振興課 農村整備課 森林整備課 商工労働部 しまねブランド推進課 地域振興部 地域政策課</p>	<p>農地は食料生産の基盤であるとともに、洪水防止や水源涵養などの県土保全・環境保全機能、また良好に管理された農地は美しい景観を形成するなど、多面的な機能を有しその恩恵は多くの県民が享受しています。</p> <p>しかし、農業者の高齢化や後継者不足などから、農地面積は年々減少し、一方で耕作放棄地や休耕地が増加しており、こうした多面的機能は次第に失われつつあります。</p> <p>そのため、農地面積の減少に歯止めをかけるとともに農地が持つ多面的機能を維持・確保するため、耕作放棄地や休耕地を農地として活かす取り組み、農業・農村を応援し農地を守る取り組みについて事業提案を求めます。</p>	<p>○耕作放棄地や休耕地を農地として活かす取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農産物や地域の特産作物の生産、これらを原料とした加工品の開発などの取り組み ・学校や病院、福祉施設などと連携した地産地消を進める取り組み ・体験農園や市民農園の設置など体験を通じて消費者の理解を醸成する取り組み <p>○農業・農村を応援し農地を守る取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる「援農隊」など高齢農業者等を支援する仕組みづくり ・集落と里山の間に緩衝帯を整備するなど鳥獣被害を低減する取り組み ・空き家を活用するなど農村への定住を促進する取り組み
<p>③“まちなみ”“景観”など身近な地域資源を活かした、じっくり楽しめる観光地づくり</p> <p>【担当課】 《窓口》 商工労働部 観光振興課 0852-22-5292</p>	<p>旅行形態の変化や旅の趣向の多様化により、定番の観光地巡りから一定の時間をかけて一つの地域を堪能する“じっくり型”と呼ばれるような旅行ニーズが増えています。</p> <p>“じっくり型”旅行例としては、「路地歩き」「町並み・建物等の景観を見ながらの散策」「着物歩き」などの町歩きや、「県庁舎竣工50周年記念事業」による古建築を巡るツアーのような私たちの暮らしの中にある素材を生かした取り組みが旅行者の志向にあった旅行として受け入れられる傾向にあります。</p> <p>今後、こうした地域の素材を活かした取り組みを進めていくことは、地域に暮らす人にとって、新たな発見を生み、郷土に誇りを抱ききっかけとなるばかりでなく、島根ファンを増やし、何度でも来たい観光地づくりにもつながります。</p> <p>このたびの事業では、県民の主体的な取り組みにより、身近な素材を観光面で活かし、旅行者の志向にあった地域資源の掘り起こしや担い手の育成、情報発信など、「しまね観光立県条例」の趣旨に沿った観光客誘致につながる具体的な提案を求めます。</p>	<p>○地域素材の磨き上げ～観光資源として観光客へ提案できる仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「景観・建物・食・土地の由縁」などの地域素材に着目し、観光資源として活用する取り組み <p>(例)「県庁舎竣工50周年記念事業」の古建築を巡るツアーのような、特に“街並み”や“建物”などを生かした、日常の場から見つける新しい観光の楽しみづくり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「ふるさと案内人事業」等を活用したガイド育成などの人材育成 ・町歩きのルートや見どころ・テーマに応じたマップの作成や、地域の素材を広く観光客に紹介・情報発信する仕組みづくり

<p>④困難を抱える若者の社会参加促進支援</p> <p>【担当課】 《窓口》 健康福祉部 青少年家庭課 0852-22-5241</p> <p>地域福祉課 商工労働部 雇用政策課 教育委員会 義務教育課</p>	<p>様々な要因により自立できない、困難を抱える若者が社会的に問題となっています。社会に馴染めず行き場を失いひきこもりがちになる若者や、生活支援があれば社会参加ができる若者など支援の対象者の幅は広く、その年齢層は高くなる傾向があります。</p> <p>個々が抱える問題も複雑化しており、家事指導などの生活支援、社会参加の機会の提供など必要な支援は多岐に亘る上、本人に対する支援のほかに家族への働きかけも必要となってきます。また、個々の事情や自立に向けた段階により対応は異なってきます。</p> <p>こうしたことから、困難を抱える若者の社会参加促進に向け、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行うための取り組みについて具体的な事業提案を求めます。</p>	<p>○困難を抱える若者の社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援（家事指導等）や社会参加（ボランティアや職業体験等）の機会の提供などによる支援により若者を社会に繋げていく取り組み
<p>⑤しまね社会貢献基金を活用した新たな協働の推進</p> <p>【担当課】 《窓口》 環境生活部 環境生活総務課 0852-22-5096</p>	<p>近年、福祉、環境、まちづくりなど幅広い分野で、NPOやボランティア団体などによる社会貢献活動が活発に行われています。しかし、これらの団体の多くは、資金的な基盤が充分ではありません。</p> <p>また、県内にはNPO法人が約200団体ありますが、ホームページ開設率は約20%と低く、活動情報さえも充分に発信できていない状況にあります。</p> <p>一方、県から市町村へNPOの認証事務の権限移譲が進み、平成21年4月には14市町へ認証権限が移譲され、市町がNPO法人の約90%の所轄庁になるなど、NPO法人にとって市町村は身近な存在となり、市町村との協働が進みつつあります。</p> <p>この様な中、県においては、県民や企業からの寄附を財源とする新たなNPO支援策、しまね社会貢献基金の創設準備を進めているところです。</p> <p>このため、この基金を活用した市町村との協働の推進や寄附を呼び込む情報発信のあり方などについて、具体的な提案を求めます。</p>	<p>○NPOの情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO活動を県民や企業等に紹介する取り組み ・NPO同士が連携して情報発信する取り組み <p>○市町村とNPOとの協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村とNPOとの出会いの取り組み ・NPOから市町村へのアイデアを提案する取り組み ・市町村とNPOとの情報を交換する取り組み

整理番号	
------	--

◎添付書類を含め、A4サイズ
片面で統一してください。

平成21年度「しまね協働実践事業」提案書

平成21年 月 日

島根県知事 様

1. 提案団体

団体の名称			
代表者	(職名)	(氏名)	Ⓔ
団体の所在地	〒		
設立年月日		構成員数	
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
担当者 担当者連絡先	〒 電話番号： FAX番号： E-mailアドレス：		

※ 「担当者連絡先」欄は、必ず記載してください。

添付書類

- 1. 団体の定款、規約・会則等
- 2. 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書
- 3. 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料【新聞記事、会報等A4サイズに統一し、5枚以内としてください。】
- 4. 上記書類については、日本財団公益コミュニティサイトの団体情報で確認できる場合は、省略することができます。

2. 提案事業

選択したテーマ	
事業の名称	
事業内容	別添「事業提案企画書(様式第2号)」のとおり
収支計画	別添「提案事業収支計画書(様式第3号)」のとおり
協議を行った県の 担当課、担当者	課名及びグループ名 担当者職：氏名 電話番号

※ ・「事業の名称」欄は、事業内容が的確に理解できる名称(・・・事業)としてください。

・申請内容について照会させていただく場合がありますので、提出書類は、必ず写しを保管しておいてください。

事業提案企画書

団体の名称	
事業の名称	

○この事業を提案されたきっかけは何ですか。これまでの活動と事業提案の背景を教えてください。

1 提案事業の目的	<p>①この提案事業で解決しようとする地域課題は何ですか。</p> <p>②その地域課題をどのようにして解決するのですか。</p> <p>③上記の目的・効果以外に想定する効果は何ですか。(副次的な効果を記載)</p>
--------------	--

2 提案事業の概要	※事業を構成する個別の事業項目・内容を記載してください。(複数ページにまたがっても差し支えありませんので、わかりやすく掲載してください。)	
	●実施スケジュール（準備作業、県との協議の予定等も記載してください。）	
	20年4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	11月	
	12月	
	21年1月	
	2月	
	3月	

<p>3 提案事業における協働の内容等</p>	<p>①協働により高められる相乗効果は、どんな点にあると考えていますか。</p> <p>②貴団体と県（担当課）は、どのような連携・役割分担を行って事業を協働で実践しますか。協働で行う連携や役割分担について具体的に記載してください。</p> <p>③事業実施に当たって、市町村や実施地域とはどのような連携等を行いますか。県以外の協力団体・市町村等関係機関についてもその役割等があれば記載してください。</p>
<p>4 提案事業の先進性・実効性</p>	<p>①提案事業のアピールポイント（創意・工夫された点等）は何ですか。</p> <p>②実施上の懸案事項はありますか。またその解決方策は考えていますか。</p>

<p>5 提案事業の地域 への拡がり と継続性</p>	<p>①今年度の活動をどのようにして地域へ拡げますか。来年度以降の継続についてどのように行っていますか。</p>
---	--

<p>6 事業の執行体制</p>	<p>提案事業の実行するための執行体制を記入ください。(統括責任者、業務ごとの責任者、業務分担など具体的に記入ください。)</p>
----------------------	---

※ 提案書(様式1~3)を基本に審査を行いますので、公平性を確保する観点からも各欄内にポイントを絞って記載していただき、特に説明しておきたい事項は、この「特記事項」欄に記載してください。

